

# 官報 号外

平成十五年七月二十三日

## ○第一百五十六回 参議院會議録第四十二号

平成十五年七月二十三日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第四十二号

平成十五年七月二十三日

午前十時開議

第一 行政書士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 少子化社会対策基本法案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより會議を開きます。

日程第一 行政書士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山崎力君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(山崎力君登壇、拍手)

○山崎力君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結

平成十五年七月二十三日 参議院會議録第四十二号

行政書士法の一部を改正する法律案  
少子化社会対策基本法案

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 日程第二 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長魚住裕二郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(魚住裕二郎君登壇、拍手)

○魚住裕二郎君 ただいま議題となりました商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、定款の授権がある場合に取締役会の決議による自己株式の取得を認めるとともに、中間配当限度額の計算方法の見直しを行おうとするものであります。

委員会におきましては、改正案の立法目的及び改正の効果、相場操縦、インサイダー取引等の防止策、情報開示の充実の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事、社会民主党・護憲連合の福島委員より、それぞれ本法律案に反対の意見が述べられました。

続いて、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九

賛成 百四十三

反対 八十六

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 日程第三 少子化社会対策基本法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長小川敏夫君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(小川敏夫君登壇、拍手)

○小川敏夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に對し、長期的な視点に立って的確に對処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務、少子化に對処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に對処するための施策を総合的に推進しようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して、衆議院議員中山太郎君より法律案の趣旨説明を、また衆議院議員逢沢一郎君より修正の趣旨について説明をそれぞれ聴取した後、法律案及び修正案の提出者、福田内閣官房長官等に対して質疑を行ったほか、四名の参考人から意見を聴取いたしました。また、厚生労働委員会と連合審査会を行い、坂口厚生労働大臣等に対しても質疑を行うなど、慎重な審査を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、「子どもを生み、育てる者」として両者を分けることの必要性、性と生殖に関する自己決定権の意味、国民の責務の内容、不妊治療に関する規定が盛り込まれた意義、「ゆとりのある教育」の内容等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。去る十七日、質疑を終局した後、昨日、日本共産党の吉川理事より、立法趣旨を明確にするため、目的規定に少子化社会を克服する旨を、また、施策の基本理念に少子化に対処するための施策は結婚及び出産は個人の決定に基づくものであることを前提として講ぜられなければならない旨を加える修正案が提出されました。

次に、順次採決の結果、吉川理事提出の修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し十二項目から成る附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕  
〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十八  
賛成 二百十三  
反対 十五  
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 倉田 寛之君  
副議長 本岡 昭次君

議員  
大江 康弘君 渡辺 孝男君  
山本 香苗君 森 ゆうこ君  
平野 達男君 遠山 清彦君  
沢 たまき君 高橋紀世子君  
岩本 莊太君 高野 博師君  
森下 博之君 中島 啓雄君  
島袋 宗康君 広野ただし君  
荒木 清寛君 福本 潤一君  
松 あきら君 山下 栄一君  
木村 仁君 佐々木知子君  
平野 貞夫君 田村 秀昭君  
魚住裕一郎君 山口那津男君  
山本 保君 鶴保 庸介君  
入澤 肇君 松岡満壽男君  
日笠 勝之君 森本 晃司君  
風間 昶君 木庭健太郎君  
泉 信也君 山崎 正昭君  
西岡 武夫君 田名部匡省君  
浜四津敏子君 鶴岡 洋君  
草川 昭三君 浜田卓二郎君

扇 千景君 田村耕太郎君  
阿南 一成君 佐藤 昭郎君  
岸 宏一君 日出 英輔君  
椎名 一保君 柏村 武昭君  
吉田 博美君 森元 恒雄君  
松山 政司君 舛添 要一君  
有村 治子君 愛知 治郎君  
大仁田 厚君 加治屋義人君  
小泉 顕雄君 齊藤 滋宣君  
加納 時男君 有馬 朗人君  
市川 一朗君 大野つや子君  
仲道 俊哉君 山下 英利君  
荒井 正吾君 岩永 浩美君  
岩井 國臣君 景山俊太郎君  
金田 勝年君 中島 真人君  
南野知恵子君 北岡 秀二君  
阿部 正俊君 薄手 顕正君  
上野 公成君 加藤 紀文君  
矢野 哲朗君 吉村剛太郎君  
尾辻 秀久君 松谷倉一郎君  
宮崎 秀樹君 片山虎之助君  
月原 茂皓君 田中 直紀君  
清水嘉与子君 関谷 勝嗣君  
大島 慶久君 若林 正俊君  
久世 公堯君 青木 幹雄君  
森山 裕君 森田 次夫君  
岡田 広君 藤井 基之君  
福島啓史郎君 野上浩太郎君  
西銘順志郎君 椎名 素夫君  
西川きよし君 山内 俊夫君  
世耕 弘成君 小斉平敏文君  
小林 温君 近藤 剛君  
後藤 博子君 脇 雅史君  
山下 善彦君 中川 義雄君  
武見 敬三君 山崎 力君  
国井 正幸君 常田 享詳君  
田村 公平君 鈴木 政二君  
亀井 郁夫君 林 芳正君

谷川 秀善君 橋本 聖子君  
中原 爽君 保坂 三蔵君  
松村 龍二君 野間 越君  
清水 達雄君 佐藤 泰三君  
狩野 安君 服部三男雄君  
魚住 汎英君 河本 英典君  
竹山 裕君 真鍋 賢二君  
中曾根弘文君 陣内 孝雄君  
山東 昭子君 松田 岩夫君  
杓掛 哲男君 野沢 太三君  
桜井 新君 上杉 光弘君  
黒岩 宇洋君 榎葉賀津也君  
ズルマテ君 信田 邦雄君  
中島 章夫君 大淵 絹子君  
中村 敦夫君 辻 泰弘君  
大塚 耕平君 松井 孝治君  
鈴木 寛君 伊達 忠一君  
段本 幸男君 谷 博之君  
藤原 正司君 神本美恵子君  
田浦 直君 山本 一太君  
小川 敏夫君 海野 徹君  
郡司 彰君 櫻井 充君  
福山 哲郎君 三浦 一水君  
佐藤 道夫君 今泉 昭君  
伊藤 基隆君 朝日 俊弘君  
平田 健二君 齋藤 勁君  
谷林 正昭君 小野 清子君  
柳田 稔君 藁科 満治君  
堀 利和君 川橋 幸子君  
峰崎 直樹君 江本 孟紀君  
篠瀬 進君 斎藤 十朗君  
勝木 健司君 広中和歌子君  
江田 五月君 興石 東君  
宮本 岳志君 岩本 司君  
紙 征治君 井上 哲士君  
田 智子君 福島 瑞穂君  
山根 隆治君 池口 修次君



官報(号外)

興石 東君	小林 元君
木庭健太郎君	風間 昶君
大江 康弘君	渡辺 秀央君
法務委員	補欠
片山虎之助君	陣内 孝雄君
藤井 基之君	青木 幹雄君
外交防衛委員	補欠
尾辻 秀久君	桜井 新君
森元 恒雄君	河本 英典君
財政金融委員	補欠
桜井 新君	尾辻 秀久君
厚生労働委員	補欠
青木 幹雄君	藤井 基之君
風間 昶君	木庭健太郎君
経済産業委員	白浜 一良君
陣内 孝雄君	片山虎之助君
国土交通委員	補欠
渡辺 秀央君	大江 康弘君
環境委員	補欠
山崎 正昭君	愛知 治郎君
小林 元君	興石 東君
国家基本政策委員	補欠
北澤 俊美君	和田ひろ子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
金融問題及び経済活性化に関する特別委員	補欠
辞任	遠山 清彦君
浜田卓一郎君	
個人情報保護に関する特別委員	

同日委員において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会  
 理事 山下 善彦君 (山下善彦君の補欠)  
 理事 吉川 春子君 (吉川春子君の補欠)  
 総務委員会  
 理事 高橋 千秋君 (高橋千秋君の補欠)  
 財政金融委員会  
 理事 円 より子君 (円より子君の補欠)  
 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

複合一貫輸送の推進に関する法律案(細川律夫君外三名提出(衆第四七号))  
 監獄法の一部を改正する法律案(河村たかし君外一名提出(衆第四八号))  
 同日委員長から次の報告書が提出された。  
 行政書士法の一部を改正する法律案(衆第三六号)審査報告書  
 商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二一号)審査報告書  
 少子化社会対策基本法案(第百五十一回国会衆第五三三号)審査報告書  
 同日議員から次の質問主意書が提出された。  
 中小企業等に対する特許関係料金の減免措置等に関する質問主意書(木俣佳丈君提出)(第四三三号)

要領書

一、委員会の決定の理由  
 本法律案は、行政書士の業務についての国民の利便性の一層の向上を図るため、行政書士の業務を行うことを目的とする行政書士法人の設立を可能にするとともに、研修、懲戒手続等に関する規定を整備することにより、行政書士制度の基盤を強化しようとするものであって、妥当な措置と認める。  
 一、費用  
 本法施行のため、別に費用を要しない。

行政書士法の一部を改正する法律案  
 右の本院提出案をここに送付する。  
 平成十五年七月十日  
 衆議院議長 綿貫 民輔  
 参議院議長 倉田 寛之殿

行政書士法の一部を改正する法律案(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次  
 第一章 総則(第一条—第二条の二)  
 第二章 行政書士試験(第三条—第五条)  
 第三章 登録(第六条—第七条の三)  
 第四章 行政書士の義務(第八条—第十三条の二)  
 第五章 行政書士法人(第十三条の三—第十三条の二十一)  
 第六章 監督(第十三条の二十二—第十四条の五)  
 第七章 行政書士会及び日本行政書士会連合会(第十五条—第十八条の六)  
 第八章 雑則(第十九条—第二十条)  
 第九章 罰則(第二十条の二—第二十五条)  
 附則  
 第一章 総則  
 第一条の三の次に次の一条を加える。

第一条の四 前二条の規定は、行政書士が他の行政書士又は行政書士法人(第十三条の三)に規定する行政書士法人をいう。第八条第一項において同じ。の使用人として前二条に規定する業務に従事することを妨げない。  
 第二条の次に次の一条及び章名を加える。  
 (欠格事由)  
 第二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。  
 一 未成年者  
 二 成年被後見人又は被保佐人  
 三 破産者で復権を得ないもの  
 四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの  
 五 公務員(特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員を含む。)で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者  
 六 第六条の五第一項の規定により登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者  
 七 第十四条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者  
 第二章 行政書士試験  
 第五条を次のように改める。  
 第五条 削除  
 第五条の次に次の章名を付する。  
 第三章 登録  
 第六条第一項中「事務所の」の下に「名称及び」を加える。  
 第六条の二第一項中「を設けようとする」を「所在地の属する」に改める。  
 第七条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第五条第二号」を「第二条の二第二号」に改める。  
 第七条の二第一項中「第十四条第一項」を「第十四条」に改める。

第七条の三の次に次の章名を付する。

第四章 行政書士の義務

第八条第一項中「行政書士」の下に「行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士(第三項において「使用人である行政書士等」という)を除く。次項、次条、第十条の二及び第十一条において同じ。】を加え、同条に次の一項を加える。

3 使用人である行政書士等は、その業務を行うための事務所を設けてはならない。

第十三条第一項中「行政書士」の下に「又は行政書士法人」を加え、同条を第十三条の二十二とし、第十二条の次に次の二条、一章及び章名を加える。

(公則の遵守義務)

第十三条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。

(研修)

第十三条の二 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第五章 行政書士法人

(設立)

第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人(第一条の二及び第一条の三に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ)を設立することができる。

(名称)

第十三条の四 行政書士法人は、その名称中に行政書士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第十三条の五 行政書士法人の社員は、行政書士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない

い。第十四条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第十四条の二第一項の規定により行政書士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日から三十日以内にその社員であった者でその処分を受けた日から二年(業務の全部の停止の処分を受けた場合にあつては、当該業務の全部の停止の期間を経過しないもの)

(業務の範囲)

第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうちこれらの条に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。ただし、当該総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に關し法令上の制限がある場合における当該業務(以下「特定業務」という)については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。

(登記)

第十三条の七 行政書士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(設立の手續)

第十三条の八 行政書士法人を設立するには、その社員とならうとする行政書士が、共同して定款を定めなければならない。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十七条の規定は、行政書士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在地  
四 社員の氏名、住所及び特定業務を行うことを目的とする行政書士法人にあつては、当該特定業務を行うことができる行政書士である社員(以下「特定社員」という)であるか否かの別  
五 社員の出資に関する事項

(成立の時期)

第十三条の九 行政書士法人は、その主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出等)

第十三条の十 行政書士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会(以下「主たる事務所の所在地の行政書士会」という)を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

2 日本行政書士会連合会は、その会則の定めるところにより、行政書士法人名簿を作成し、その事務所に備えて置かなければならない。

(定款変更の届出)

第十三条の十一 行政書士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

(業務を執行する権限)

第十三条の十二 行政書士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2 特定業務を行うことを目的とする行政書士法人における当該特定業務については、前項の規定にかかわらず、当該特定業務に係る特定社員

のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(法人の代表)

第十三条の十三 行政書士法人の業務を執行する社員は、各自行政書士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、業務を執行する社員のうち特に行政書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 特定業務を行うことを目的とする行政書士法人における当該特定業務については、前項本文の規定にかかわらず、当該特定業務に係る特定社員のみが各自行政書士法人を代表する。ただし、当該特定社員全員同意によつて、当該特定社員のうち特に当該特定業務について行政書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

(社員の常駐)

第十三条の十四 行政書士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員である社員を常駐させなければならない。

(特定業務の取扱)

第十三条の十五 特定業務を行うことを目的とする行政書士法人は、当該特定業務に係る特定社員が常駐していない事務所においては、当該特定業務を取り扱うことができない。

(社員の競争の禁止)

第十三条の十六 行政書士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその行政書士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の行政書士法人の社員となつてはならない。

(行政書士の義務に関する規定の準用)

第十三条の十七 第八条第一項、第九条から第十三条まで及び第十三条の規定は、行政書士法人について準用する。

(法定脱退)

第十三条の十八 行政書士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

<p>一 行政書士の登録の抹消</p> <p>二 定款に定める理由の発生</p> <p>三 総社員の同意</p> <p>四 第十三条の五第二項各号のいずれかに該当することとなつたこと。</p> <p>五 除名</p> <p>(解散)</p> <p>第十三条の十九 行政書士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。</p> <p>一 定款に定める理由の発生</p> <p>二 総社員の同意</p> <p>三 他の行政書士法人との合併</p> <p>四 破産</p> <p>五 解散を命じる裁判</p> <p>六 第十四条の二第二項第三号の規定による解散の処分</p>	<p>2 行政書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。</p> <p>3 行政書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。</p> <p>(合併)</p> <p>第十三条の二十 行政書士法人は、総社員の同意があるときは、他の行政書士法人と合併することができる。</p> <p>2 合併は、合併後存続する行政書士法人又は合併によつて設立した行政書士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。</p> <p>3 行政書士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本(合併によつて設立した行政書士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し)を添えて、その旨を、主</p>	<p>たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。</p> <p>(民法の準用等)</p> <p>第十三条の二十一 民法第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十二年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第二百二十六条第一項、第二百三十四条から第二百三十五条ノ五まで、第三百三十五條ノ八、第三百二十六條ノ二、第三百二十七條、第三百三十八條及び第三百二十八條ノ三の規定は、行政書士法人について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「日本行政書士会連合会」と読み替へるものとする。</p> <p>2 商法第三十二条から第三十六条までの規定は行政書士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八条、第五十九条及び第一百二十二条の規定は行政書士法人の解散について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替へるものとする。</p> <p>3 商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項及び第三項並びに第七十五条の規定は、行政書士法人の内部の關係について準用する。この場合において、同法第七十四条第二項中「前項」とあるのは、「行政書士法第十三条の十六」と読み替へるものとする。</p> <p>4 商法第七十七条から第八十三条までの規定は、行政書士法人の外部の關係について準用する。</p> <p>5 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項並びに第八十七条から第九十三条までの規定は、行政書士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「行政書士法第十三条の十六」と読み替へるものと</p>	<p>する。</p> <p>6 商法第百条、第百三条から第百六条まで及び第百九条から第百十一条までの規定は、行政書士法人の合併について準用する。</p> <p>7 商法第百六条から第百九条まで、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条第一項及び第二項、第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条から第百三十三条まで、第百三十四条ノ二から第百三十六条まで、第百三十八條並びに第百四十三條から第百四十五條までの規定は、行政書士法人の清算について準用する。この場合において、同法第百三十七條第二項及び第百二十二條中「第九十四条第四号又ハ第八号」とあるのは、「行政書士法第十三条の十九第一項第五号若ハ第六号又ハ第二項」と読み替へるものとする。</p> <p>8 破産法(大正十一年法律第七十一号)第百二十七條の規定の適用については、行政書士法人は、合名会社とみなす。</p> <p>第六章 監督</p> <p>第十四條の見出しを「行政書士に対する懲戒」に改め、同條第一項中「基」を「基づく」に、「左の各号の」を「当該行政書士に対し、次に掲げる」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。</p> <p>一 戒告</p> <p>第十四條第二項から第四項までを削り、同條の次に次の四條及び章名を加える。</p> <p>(行政書士法人に対する懲戒)</p> <p>第十四條の二 行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 戒告</p> <p>二 一年以内の業務の全部又は一部の停止</p> <p>三 解散</p>
<p>2 行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、その従たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反等が当該従たる事務所に關するものであるときに限る。</p> <p>一 戒告</p> <p>二 当該都道府県の区域内にある当該行政書士法人の事務所についての一年以内の業務の全部又は一部の停止</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定による処分を行つたときは、総務省令で定めるところにより、当該行政書士法人の他の事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定による処分の手続に付された行政書士法人は、清算が終了した後に、同項の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。</p> <p>5 第一項又は第二項の規定は、これらの項の規定により行政書士法人を処分する場合において、当該行政書士法人の社員につき前条に該当する事実があるときは、その社員である行政書士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。</p> <p>(懲戒の手続)</p> <p>第十四條の三 何人も、行政書士又は行政書士法人について第十四條又は前条第一項若しくは第二項に該当する事実があると思料するときは、当該行政書士又は当該行政書士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による通知があつたときは、同項の都道府県知事は、通知された事実について必</p>	<p>2 前項の規定による通知があつたときは、同項の都道府県知事は、通知された事実について必</p>		

要な調査をしなければならない。

3 都道府県知事は、第十四条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 前項に規定する処分又は第十四条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。  
(登録の抹消の制限等)

第十四条の四 都道府県知事は、行政書士に対し第十四条第二号又は第三号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに日本行政書士会連合会にその旨を通知しなければならない。

2 日本行政書士会連合会は、行政書士について前項の通知を受けた場合においては、都道府県知事から第十四条第二号又は第三号に掲げる処分の手続が終了した旨の通知を受けるまでは、当該行政書士について第七条第一項第二号又は第二項各号の規定による登録の抹消をすることができない。  
(懲戒処分の公告)

第十四条の五 都道府県知事は、第十四条又は第十四条の二の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県の公報をもって公告しなければならない。

第七章 行政書士会及び日本行政書士会連合会

第十五条第二項中「行政書士の」を「会員の」に改める。

第十六条第五号中「行政書士」を「会員」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に

次の一号を加える。

八 行政書士の研修に関する規定  
第十八条の五の見出しを「行政書士の入会及び退会」に改める。  
第十八条の六を次のように改める。

(行政書士法人の入会及び退会)  
第十六条の六 行政書士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の行政書士会の会員となる。

2 行政書士法人は、その事務所の所在地の属する都道府県の区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

3 行政書士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域内に事務所を有しないこととなったときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会を退会する。

4 行政書士法人は、第二項の規定により新たに行政書士会の会員となつたときは、会員となつた日から二週間以内、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

5 行政書士法人は、第三項の規定により行政書士会を退会したときは、退会の日から二週間以内、その旨を、当該行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

6 行政書士法人は、解散した時に、その所属するすべての行政書士会を退会する。  
第十七条第一項中「の住所、氏名、事務所の所在地その他都道府県知事の」を「に」に改める。

第十八条第二項中「行政書士の品位」を「行政書士の会員の品位」に改める。  
第十八条の二第一号中「第七号」を「第八号」に改める。  
第十八条の三を次のように改める。  
第十八条の六の次に次の章名を付する。

士会の会員の品位」に改める。

第十八条の二第一号中「第七号」を「第八号」に改める。  
第十八条の三を次のように改める。  
第十八条の六の次に次の章名を付する。

第八章 雑則  
第十九条の見出しを「業務の制限」に改め、同条第一項中「行政書士」の下に「又は行政書士法人」を加え、同条第三項を削る。

第十九条の二を第十九条の四とし、第十九条の次に次の二条を加える。  
(名称の使用制限)  
第十九条の二 行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

2 行政書士法人でない者は、行政書士法人又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。  
3 行政書士会又は日本行政書士会連合会でない者は、行政書士会若しくは日本行政書士会連合会又はこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。

(行政書士の使用人等の秘密を守る義務)  
第十九条の三 行政書士又は行政書士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士又は行政書士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後も、また同様とする。

第二十条中「ものの外、行政書士」を「もののほか、行政書士又は行政書士法人」に改め、同条の次に次の章名を付する。  
第九章 罰則

第二十条の二の前の見出しを削る。  
第二十一条中「一」を「い」に改め、「三十万円」を「五十万円」に改める。  
第二十二条第一項中「第十二条」の下に「又は第十九条の三」を加え、「十万円」を「五十万円」に改める。

第二十二條の三中「一」を「い」に改め、「二十万円」を「三十万円」に改める。  
第二十二條の四中「第十九條第三項」を「第十九條の二」に、「十万円」を「三十万円」に改める。  
第二十三條を次のように改める。

第二十三條 第九條又は第十一條の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 行政書士法人が第十三條の十七において準用する第九條又は第十一條の規定に違反したときは、その違反行為をした行政書士法人の社員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十三條の二 第二十三條の二第二項の規定による当該吏員の検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十四條の次に次の一条を加える。  
第二十五條 次の各号のいづれかに該当する場合においては、行政書士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。  
二 第十三條の二十一第一項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。

三 定款又は第十三條の二十一第二項において準用する商法第三十二條第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。  
四 第十三條の二十一第六項において準用する商法第一百零一條又は第三項(第十三條の二十一第七項において準用する場合を含む)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第十三條の二十一第七項において準用する商法第三百一十一條の規定に違反して財産を分配したとき。

平成十五年七月二十三日 参議院會議録第四十二号 行政書士法の一部を改正する法律案



附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年八月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(行政書士法人の業務の特例)

第二条 行政書士法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第二十九号)附則第二項の規定により社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二十一条第一号及び第二号に掲げる事務を業とすることができる行政書士をその社員とする行政書士法人は、当該事務を業とすることができる。

2 行政書士法人が前項の事務を業とする場合において、当該事務をこの法律による改正後の行政書士法(以下「新法」という。)(第十三条の六ただし書に規定する特定業務とみなし、当該事務を業とすることができる行政書士を新法第十三条の八第三項第四号に規定する特定社員とみなして、新法の規定を適用する。

(日本行政書士会連合会に対する懲戒手続開始の通告に関する経過措置)  
第三条 新法第十四条の四第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(前に行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の揭示をした場合)については、適用しない。

(行政書士の懲戒処分等の公告に関する経過措置)  
第四条 新法第十四条の五の規定は、施行日前にこの法律による改正前の行政書士法第十四条第一項の規定による処分をした場合については、適用しない。

(名称の使用制限に関する経過措置)  
第六条 この法律の施行の際現にその名称中に行政書士法人、行政書士会若しくは日本行政書士会連合会又はこれらと紛らわしい名称を用いている者については、新法第十九条の二第二項又は第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則の変更に関する経過措置)  
第五条 行政書士会及び日本行政書士会連合会は、施行日までに、この法律の施行に伴い必要となる会則の変更をし、かつ、当該変更に伴い必要となる都道府県知事又は総務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、当該変更及び当該認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(税理士法の一部改正)  
第七条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。  
第五十一条の二の見出し中「行政書士」を「行政書士等」に改め、同条中「行政書士は、行政書士」を「行政書士又は行政書士法人は、それぞれ行政書士又は行政書士法人」に改める。

審査報告書  
商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。  
平成十五年七月二十二日  
法務委員長 魚住裕一郎  
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、定款の授権に基づく取締役会の決議による自己株式の取得を認めるとともに、中間配当限度額の計算方法の見直しを行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらるる。  
一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。  
平成十五年七月四日  
衆議院議長 綿貫 民輔  
参議院議長 倉田 寛之殿

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案  
(商法の一部改正)  
第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。  
第二百四号ノ三ノ二第五項中「第二百九十三号ノ五第三項各号」を「第二百九十三号ノ五第三項第一号乃至第四号」に、「控除シタル額」を「控除シタル残額」に改め、同条第三項第五号乃至第七号ノ金額ヲ加算シタル額」に改める。  
第二百一十一号ノ三第一項中「会社ハ」の下に「左ニ掲グル場合ニハ」を加え、「其ノ子会社ノ有スル」を削り、同項に次の各号を加える。  
一 其ノ子会社ノ有スル自己ノ株式ヲ買受ケル

ルトキ  
二 取締役会ノ決議ヲ以テ自己ノ株式ヲ買受ケル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テ第二百一十号第九項本文ニ規定スル方法ニ依リ自己ノ株式ヲ買受ケルトキ  
第二百一十一号ノ三第三項中「第二百九十三号ノ五第三項各号」を「第二百九十三号ノ五第三項第一号乃至第四号」に、「控除シタル額」を「控除シタル残額」に改め、同条第五号乃至第七号ノ金額ヲ加算シタル額」に改め、同条に次の一項を加える。  
第一項ノ決議ニ依リ自己ノ株式ヲ買受ケタル場合(同項第一号ニ掲グル場合ヲ除ク)ニ於テハ其ノ決議前ニ終結シタル最後ニ召集セラレタル定時総会ノ終結後ニ買受ケタル自己ノ株式ノ買受ヲ必要トシタル理由並ニ其ノ株式ノ種類、数及取得価額ノ総額ヲ同項ノ決議ニ依リ買受後最初ニ召集セラレタル定時総会ニ於テ報告スルコトヲ要ス  
第二百九十三号ノ五第三項中「左」を「第一号乃至第四号」に、「控除シタル額」を「控除シタル残額」に改め、同条第三号中「第二百一十号第一項」の下に「又ハ第二百一十一号ノ三第一項」を加え、同項第四号中「其ノ他」を「前二号ニ掲グルモノノ外」に改め、同項に次の三号を加える。  
五 最終ノ決算期後減少シタル資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ニ係リ其ノ資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ニ係ル第二百八十九号第二項各号ニ定ムル額ヲ控除シタル額  
六 最終ノ決算期後減少シタル資本ノ額ヨリ其ノ資本ノ減少ニ係ル第三百七十五号第一

ルトキ  
二 取締役会ノ決議ヲ以テ自己ノ株式ヲ買受ケル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テ第二百一十号第九項本文ニ規定スル方法ニ依リ自己ノ株式ヲ買受ケルトキ  
第二百一十一号ノ三第三項中「第二百九十三号ノ五第三項各号」を「第二百九十三号ノ五第三項第一号乃至第四号」に、「控除シタル額」を「控除シタル残額」に改め、同条第五号乃至第七号ノ金額ヲ加算シタル額」に改め、同条に次の一項を加える。  
第一項ノ決議ニ依リ自己ノ株式ヲ買受ケタル場合(同項第一号ニ掲グル場合ヲ除ク)ニ於テハ其ノ決議前ニ終結シタル最後ニ召集セラレタル定時総会ノ終結後ニ買受ケタル自己ノ株式ノ買受ヲ必要トシタル理由並ニ其ノ株式ノ種類、数及取得価額ノ総額ヲ同項ノ決議ニ依リ買受後最初ニ召集セラレタル定時総会ニ於テ報告スルコトヲ要ス  
第二百九十三号ノ五第三項中「左」を「第一号乃至第四号」に、「控除シタル額」を「控除シタル残額」に改め、同条第三号中「第二百一十号第一項」の下に「又ハ第二百一十一号ノ三第一項」を加え、同項第四号中「其ノ他」を「前二号ニ掲グルモノノ外」に改め、同項に次の三号を加える。  
五 最終ノ決算期後減少シタル資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ニ係リ其ノ資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ニ係ル第二百八十九号第二項各号ニ定ムル額ヲ控除シタル額  
六 最終ノ決算期後減少シタル資本ノ額ヨリ其ノ資本ノ減少ニ係ル第三百七十五号第一

ルトキ  
二 取締役会ノ決議ヲ以テ自己ノ株式ヲ買受ケル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テ第二百一十号第九項本文ニ規定スル方法ニ依リ自己ノ株式ヲ買受ケルトキ  
第二百一十一号ノ三第三項中「第二百九十三号ノ五第三項各号」を「第二百九十三号ノ五第三項第一号乃至第四号」に、「控除シタル額」を「控除シタル残額」に改め、同条第五号乃至第七号ノ金額ヲ加算シタル額」に改め、同条に次の一項を加える。  
第一項ノ決議ニ依リ自己ノ株式ヲ買受ケタル場合(同項第一号ニ掲グル場合ヲ除ク)ニ於テハ其ノ決議前ニ終結シタル最後ニ召集セラレタル定時総会ノ終結後ニ買受ケタル自己ノ株式ノ買受ヲ必要トシタル理由並ニ其ノ株式ノ種類、数及取得価額ノ総額ヲ同項ノ決議ニ依リ買受後最初ニ召集セラレタル定時総会ニ於テ報告スルコトヲ要ス  
第二百九十三号ノ五第三項中「左」を「第一号乃至第四号」に、「控除シタル額」を「控除シタル残額」に改め、同条第三号中「第二百一十号第一項」の下に「又ハ第二百一十一号ノ三第一項」を加え、同項第四号中「其ノ他」を「前二号ニ掲グルモノノ外」に改め、同項に次の三号を加える。  
五 最終ノ決算期後減少シタル資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ニ係リ其ノ資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ニ係ル第二百八十九号第二項各号ニ定ムル額ヲ控除シタル額  
六 最終ノ決算期後減少シタル資本ノ額ヨリ其ノ資本ノ減少ニ係ル第三百七十五号第一



項各号ノ定ムル額ヲ控除シタル額  
七 前二号二掲グルモノノ外法務省令二定ムル額

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

第二条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の七第三項中第二十二号を第二十三号とし、第九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 商法第二十一条ノ三第一項第二号に掲

げる場合における自己の株式の買受けに ついての同条第二項に規定する事項の決定

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、保険業法の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十九号)の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、附則第五條中保険業法(平成七年法律第五号)第五十二條の三第二項及び第三項並びに第六十五條の改正規定は、保険業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(証券取引法の一部改正)

第三条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の六第一項中「による定時総会の

決議の下に」又は第二十一条ノ三第一項の規定による取締役会の決議(同項第一号に掲げる場合を除く。)を、「決議があつた定時総会」の下に「又は取締役会(以下この項において「定時総会等」という。)を加え、「当該定時総会」を「当該定時総会等」に改める。

第二十七条の二十二の二第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 商法第二十一条ノ三第一項の規定による買付け(同項第一号に掲げる場合を除く。)

(鉄道事業法の一部改正)

第四条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「これらの規定中「左ノ金額」とあるのは、を「同法第二十九條第一項中「左ノ金額」とあるのは」に改め、「合計額」の下に」と、同法第二十九條三ノ五第三項中「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは、第一号乃至第四号ノ金額及鉄道事業法第二十条第二項ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額」を加える。

(保険業法の一部改正)

第五条 保険業法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「子会社の有する」を「取締役会の決議による」に改め、同条第三項中「及び第二百九十三條ノ五第三項第四号」を、並びに第二百九十三條ノ五第三項第四号及び第七号」に改める。

第五十二条の三第二項中「及び第十六号から第二十一号まで」を、「第九号及び第十七号から第二十二号まで」に改め、同条第三項中「第二十

一条の七第三項第九号及び第十二号」を「第二十一条の七第三項第十号及び第十三号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に、「同項第十三号、第十四号及び第十五号」を「同項第十四号、第十五号及び第十六号」に、「同項第十四号」を「同項第十五号」に、「同項第二十二号」を「同項第二十三号」に改める。

第六十五条中「及び第十六号から第二十一号まで」を、「第九号及び第十七号から第二十二号まで」に改める。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

第六条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「これらの規定中「左ノ金額」とあるのは、を「同法第二百九條第一項中「左ノ金額」とあるのは」に改め、「合計額」の下に」と、同法第二百九條三ノ五第三項中「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは、第一号乃至第四号ノ金額及内閣府令二定ムル場合ニ於ケル民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十條第一項ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額中内閣府令二定ムル金額ノ合計額」を加える。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第七条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の八第三項中「左ノ金額」を「第一号乃至第四号ノ金額」に、「第二十一条の七第三項第十七号」を「第二十一条の七第三項第十八号」

に改め、同条第四項中「左ノ金額」を「第一号乃至第四号ノ金額」に改める。

審査報告書  
少子化社会対策基本法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年七月二十二日

内閣委員長 小川 敏夫

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立つて的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、平成十三年六月二十二日の本院、少子化対策推進に関する決議を

踏まえ、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、少子化に対処するための施策を推進するに当たっては、結婚、出産や子育て、家族に関する国民の多様な価値観及び当事者の意思を尊重するとともに、子どもを有しない者の人格が侵害されることのないように、また、婚外子がいかなる差別も受けることのないように十分配慮すること。

二、子どもは次代の社会の担い手であり、子育てについては父母が第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもを生み、育てる者の経済的、精神的その他の負担及び不安の軽減に資する施策の充実に努めること。

三、国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、女性の生涯を通じた身体的、精神的及び社会的な健康に関わる総合的な施策を展開するとともに、これらの行動計画及び行動綱領の正しい知識の普及に努めること。また、結婚や出産は愛情、信頼及び責任を紐帯とする男女の自由な意思に委ねられるべきものであることについて、啓発及び教育活動を強化すること。

四、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるようにするための取組に関し、事業主がその責務を十分に果たすことができるよう、育児休業制度等の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進その他の雇用環境の整備のための施策に万全を期すこと。

五、保育サービス等の充実に当たっては、

病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育のほか、障害児保育の体制の整備のための施策を講ずること。

六、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等の施策を講ずるに当たっては、不妊である者にとって心理的な負担になることのないよう配慮すること。また、生殖補助医療については、医学的見地のみならず、法的、倫理的、社会学的見地等を含め、多角的な見地から検討すべきこと。

七、望まない妊娠や性感染症の予防等に関する適切な啓蒙、相談等の取組を図ること。

八、少子化に対処するための対策の一環としてのゆとりのある教育は、父母をはじめ保護者の心理的な負担を軽減するためのものであって、子どもの学習意欲や向学心の低下を招くものであってはならない。したがって、ゆとりのある学校教育の実現を図るための施策は、国際化時代の我が国の将来を担う子どもに基礎的・基本的知識を確実に習得させ、また、それぞれの能力を最大限に伸ばし、かつ、豊かな人間性や社会性及び生きる力を育むことを助長することを旨として策定し、実施すること。

九、出産を望みながらも精神的、経済的負担に悩む妊産婦に対する相談等の支援の充実に努むこと。

十、教育及び啓発の推進に当たっては、児童虐待、いじめ、犯罪又は様々な差別から子どもを守る視点からの取組を推進すること。

十一、少子化の進行に適切に対処するための施策を総合的に推進するため、結婚相談事業に対する支援を含む各般にわたる制度の充実、必要な

予算の確保等に努めるとともに、少子化の諸要因とその対応策についての調査研究を一層推進し、その結果を施策に反映させること。

十二、少子化対策においては、子どもが安心して成長できる環境をつくることが重要であり、そのため、国及び地方公共団体は、青少年が健全に育成できる良好な社会環境の整備が図られるように十分配慮すること。

右決議する。

少子化社会対策基本法案

衆議院議長 綿貫 民輔  
参議院議長 倉田 寛之殿

平成十五年六月十二日

目次

前文

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 基本的施策(第十条―第十七条)

第三章 少子化社会対策会議(第十八条・第十九条)

附則

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意

識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積み重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立った的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基

本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(施策の基本理念)

第二条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができ環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるところに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の施策の基本理念(次条において「基本理念」という。)のっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、少子化に対処するための施策に關し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができ、社会の実現に資するよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に關する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(雇用環境の整備)

第十条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、

育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっていない雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

(保育サービス等の充実)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合的に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療(助産を含む。)が提供される体制の整備等安心して子どもを生み、育てることができ母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に對し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

(ゆとりのある教育の推進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習

機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み、育てる者が豊かで安心して生活することができるとともに、地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

第十七条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

第三章 少子化社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第十八条 内閣府に、特別の機関として、少子化

社会対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第七条の大綱の案を作成すること。

二 少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

(組織等)

第十九条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九條第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

2 内閣府設置法の一部を次のように改正す

る。  
第四条第二項中「高齢化」を「少子化及び高齢化」に改め、同条第三項第四十三号の次に次の号を加える。

第四十条第三項の表中

高齢社会対策会議

高齢社会対策基本法

を

少子化社会対策会議

少子化社会対策基本法

高齢社会対策会議

高齢社会対策基本法

に改める。

投票者氏名

日程第一 行政書士法の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

賛成者氏名

二二八名

阿南 一成君	阿部 正俊君	河本 英典君	木村 仁君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	岸 宏一君	北岡 秀二君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	久世 公麿君	沓掛 哲男君
有村 治子君	泉 信也君	国井 正幸君	小泉 顕雄君
市川 一朗君	入澤 肇君	小斉平敏文君	小林 温君
岩井 國臣君	岩永 浩美君	後藤 博子君	近藤 剛君
上杉 光弘君	上野 公成君	佐々木知子君	佐藤 昭郎君
魚住 汎英君	小野 清子君	佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
尾辻 秀久君	大島 慶久君	齋藤 十朗君	桜井 新君
大仁田 厚君	大野つや子君	山東 昭子君	清水嘉与子君
扇 千景君	岡田 広君	清水 達雄君	椎名 一保君
加治屋義人君	加藤 紀文君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君
加納 時男君	狩野 安君	世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
景山俊太郎君	柏村 武昭君	田浦 直君	田中 直紀君
金田 勝年君	龜井 郁夫君	田村 公平君	田村耕太郎君
		伊達 忠一君	竹山 裕君
		武見 敬三君	谷川 秀善君
		段本 幸男君	月原 茂皓君
		常田 享詳君	鶴保 庸介君

中川 義雄君	中島 啓雄君	櫻井 充君	榎葉賀津也君	富樫 練三君	西山登紀子君	大仁田 厚君	大野つや子君
中島 真人君	中曾根弘文君	鈴木 寛君	高嶋 良充君	畑野 君枝君	八田ひろ子君	扇 千景君	岡田 広君
中原 爽君	仲道 俊哉君	谷 博之君	谷林 正昭君	林 紀子君	宮本 岳志君	加治屋義人君	加藤 紀文君
西銘順志郎君	野上浩太郎君	千葉 景子君	ヱルキメルイ君	吉岡 吉典君	吉川 春子君	加納 時男君	狩野 安君
野沢 太三君	野間 赳君	辻 泰弘君	角田 義一君	岩本 莊太君	大江 康弘君	景山俊太郎君	柏村 武昭君
南野知恵子君	橋本 聖子君	直嶋 正行君	中島 章夫君	島袋 宗康君	田名部匡省君	片山虎之助君	金田 勝年君
服部三男雄君	林 芳正君	信田 邦雄君	羽田雄一郎君	田村 秀昭君	高橋紀世子君	亀井 郁夫君	河本 英典君
日出 英輔君	福島啓史郎君	長谷川 清君	平田 健二君	西岡 武夫君	平野 貞夫君	木村 仁君	岸 宏一君
藤井 基之君	保坂 三蔵君	広中和歌子君	福山 哲郎君	平野 達男君	広野ただし君	北岡 秀二君	久世 公堯君
真鍋 賢二君	舛添 要一君	藤井 俊男君	藤原 正司君	松岡満壽男君	森 ゆうこ君	沓掛 哲男君	国井 正幸君
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君	堀 利和君	本田 良一君	大脇 雅子君	大田 昌秀君	小泉 顕雄君	小斉平敏文君
松村 龍二君	松山 政司君	松井 孝治君	円 より子君	田 英夫君	福島 瑞穂君	小林 温君	後藤 博子君
三浦 一水君	溝手 顕正君	峰崎 直樹君	築瀬 進君	淵上 貞雄君	又市 征治君	近藤 剛君	佐々木知子君
宮崎 秀樹君	森下 博之君	柳田 稔君	山根 隆治君	大淵 絹子君	黒岩 宇洋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
森田 次夫君	森元 恒雄君	山本 孝史君	和田ひろ子君	椎名 素夫君	中村 敦夫君	齊藤 滋宣君	斎藤 十朗君
森山 裕君	矢野 哲朗君	若林 秀樹君	薬科 満治君	西川きよし君	本岡 昭次君	桜井 新君	山東 昭子君
山内 俊夫君	山崎 力君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	草川 昭三君	清水嘉与子君	清水 達雄君	清水 達雄君
山崎 正昭君	山下 英利君	風間 昶君	草川 昭三君	沢 たまき君	反対者氏名	椎名 一保君	陣内 孝雄君
山下 善彦君	山本 一太君	木庭健太郎君	沢 たまき君	鶴岡 洋君	日程第二 商法及び株式会社の監査等に関する商	鈴木 政二君	世耕 弘成君
吉田 博美君	吉村剛太郎君	高野 博師君	遠山 清彦君	日笠 勝之君	法の特例に関する法律の一部を改正する法律案	関谷 勝嗣君	田浦 直君
若林 正俊君	脇 雅史君	遠山 清彦君	日笠 勝之君	松 あきら君	(衆議院提出)	田中 直紀君	田村 公平君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	福本 潤一君	松 あきら君	山口那津男君	賛成者氏名	田村耕太郎君	伊達 忠一君
池口 修次君	今泉 昭君	森本 晃司君	山口那津男君	阿南 一成君	阿部 正俊君	竹山 裕君	武見 敬三君
岩本 司君	海野 徹君	山下 栄一君	山本 香苗君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	谷川 秀善君	段本 幸男君
江田 五月君	江本 孟紀君	山下 保君	渡辺 孝男君	荒井 正吾君	有馬 朗人君	月原 茂皓君	常田 享詳君
小川 勝也君	小川 敏夫君	井上 哲士君	井上 美代君	有村 治子君	泉 信也君	鶴保 庸介君	中川 義雄君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君	池田 幹幸君	市田 忠義君	市川 一朗君	入澤 肇君	中島 啓雄君	中島 真人君
勝木 健司君	神本美恵子君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君	岩井 國臣君	岩永 浩美君	中曾根弘文君	中原 爽君
川橋 幸子君	木俣 佳文君	大沢 辰美君	紙 智子君	上杉 光弘君	上野 公成君	仲道 俊哉君	西銘順志郎君
郡司 彰君	小林 元君	小池 晃君	小泉 親司君	魚住 汎英君	小野 清子君	野上浩太郎君	野沢 太三君
奥石 東君	佐藤 泰介君	小林美恵子君	大門実紀史君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	野間 赳君	南野知恵子君
佐藤 道夫君	齋藤 勁君					橋本 聖子君	服部三男雄君

林 芳正君 福島啓史郎君 保坂 三蔵君 舛添 要一君 松田 岩夫君 松山 政司君 溝手 顯正君 森下 博之君 森元 恒雄君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山下 英利君 山本 一太君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 魚住裕一郎君 草川 昭三君 沢 たまき君 鶴岡 洋君 浜田卓二郎君 日笠 勝之君 松 あきら君 山口那津男君 山本 香苗君 渡辺 孝男君 大江 康弘君 田村 秀昭君 平野 貞夫君 広野ただし君 森 ゆうこ君 西川きよし君	日出 英輔君 藤井 基之君 真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君 松村 龍一君 三浦 一水君 宮崎 秀樹君 森田 次夫君 森山 裕君 山内 俊夫君 山崎 正昭君 山下 善彦君 吉田 博美君 若林 正俊君 荒木 清寛君 風間 昶君 木庭健太郎君 高野 博師君 遠山 清彦君 浜四津敏子君 福本 潤一君 森本 晃司君 山下 栄一君 山本 保君 岩本 莊太君 田名部匡吾君 西岡 武夫君 平野 達男君 松岡滿壽男君 椎名 素夫君	反對者氏名 朝日 俊弘君 池口 修次君 岩本 司君 江田 五月君 小川 勝也君 大塚 耕平君 勝木 健司君 川橋 幸子君 郡司 彰君 奥石 東君 佐藤 道夫君 櫻井 充君 鈴木 寛君 谷 博之君 千葉 景子君 辻 泰弘君 直嶋 正行君 信田 邦雄君 長谷川 清君 広中和歌子君 藤井 俊男君 堀 利和君 松井 孝治君 峰崎 直樹君 柳田 稔君 山本 孝史君 若林 秀樹君 井上 哲士君 池田 幹幸君 岩佐 恵美君 大沢 辰美君	八六名 伊藤 基隆君 今泉 昭君 海野 徹君 江本 孟紀君 小川 敏夫君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 木俣 佳文君 小林 元君 佐藤 泰介君 齋藤 勁君 榎葉賀津也君 高嶋 良充君 谷林 正昭君 ヅキンブレイ君 角田 義一君 中島 章夫君 羽田雄一郎君 平田 健二君 福山 哲郎君 藤原 正司君 本田 良一君 円 より子君 築瀬 進君 山根 隆治君 和田ひろ子君 薬料 満治君 井上 美代君 市田 忠義君 緒方 靖夫君 紙 智子君	日程第三 少子化社会対策基本法案(衆議院提出) 賛成者氏名 阿南 一成君 愛知 治郎君 荒井 正吾君 有村 治子君 市川 一朗君 岩井 國臣君 上杉 光弘君 魚住 汎英君 尾辻 秀久君 大仁田 厚君 扇 千景君 加治屋義人君 加納 時男君 景山俊太郎君 片山虎之助君 亀井 郁夫君 木村 仁君	二二三名 阿部 正俊君 青木 幹雄君 有馬 朗人君 泉 信也君 入澤 肇君 岩永 浩美君 上野 公成君 小野 清子君 大島 慶久君 大野つや子君 岡田 広君 加藤 紀文君 狩野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河本 英典君 岸 宏一君	北岡 秀二君 沓掛 哲男君 小泉 顕雄君 小林 温君 近藤 剛君 佐藤 昭郎君 齊藤 滋宣君 桜井 新君 清水嘉与子君 椎名 一保君 鈴木 政二君 関谷 勝嗣君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹山 裕君 谷川 秀善君 月原 茂皓君 鶴保 庸介君 中島 啓雄君 中曾根弘文君 仲道 俊哉君 野上浩太郎君 野間 赳君 橋本 聖子君 林 芳正君 福島啓史郎君 保坂 三蔵君 舛添 要一君 松田 岩夫君 松山 政司君 溝手 顯正君 森下 博之君	久世 公堯君 国井 正幸君 小齐平敏文君 後藤 博子君 佐々木知子君 佐藤 泰三君 斎藤 十朗君 山東 昭子君 清水 達雄君 陣内 孝雄君 世耕 弘成君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 武見 敬三君 段本 幸男君 常田 享詳君 中川 義雄君 中島 真人君 中原 爽君 西銘順志郎君 野沢 太三君 南野知恵子君 服部三男雄君 日出 英輔君 藤井 基之君 真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君 松村 龍二君 三浦 一水君 宮崎 秀樹君 森田 次夫君
--	---	--	--	--	---	--	--

森元 恒雄君	森山 裕君	和田ひろ子君	若林 秀樹君	大田 昌秀君	田 英夫君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	藁科 満治君	荒木 清寛君	福島 瑞穂君	福島 貞雄君
山崎 力君	山崎 正昭君	魚住裕一郎君	風間 昶君	又市 征治君	黒岩 宇洋君
山下 英利君	山下 善彦君	草川 昭三君	木庭健太郎君	中村 敦夫君	
山本 一太君	吉田 博美君	沢 たまき君	高野 博師君		
吉村剛太郎君	若林 正俊君	鶴岡 洋君	遠山 清彦君		
脇 雅史君	朝日 俊弘君	浜田卓二郎君	濱四津敏子君		
伊藤 基隆君	池口 修次君	日笠 勝之君	福本 潤一君		
今泉 昭君	岩本 司君	松 あきら君	森本 晃司君		
海野 徹君	江田 五月君	山口那津男君	山下 栄一君		
江本 孟紀君	小川 勝也君	山本 香苗君	山本 保君		
小川 敏夫君	大塚 耕平君	渡辺 孝男君	井上 哲士君		
岡崎トミ子君	勝木 健司君	井上 美代君	池田 幹幸君		
神本美恵子君	川橋 幸子君	市田 忠義君	岩佐 恵美君		
木俣 佳丈君	郡司 彰君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君		
小林 元君	輿石 東君	紙 智子君	小池 晃君		
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	小泉 親司君	小林美恵子君		
齋藤 勁君	櫻井 充君	大門実紀史君	富樫 練三君		
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	西山登紀子君	畑野 君枝君		
高嶋 良充君	谷 博之君	八田ひろ子君	林 紀子君		
谷林 正昭君	千葉 景子君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君		
シモン・アライ君	辻 泰弘君	吉川 春子君	島袋 宗康君		
角田 義一君	直嶋 正行君	田名部匡省君	高橋紀世子君		
中島 章夫君	信田 邦雄君	松岡満壽男君	大淵 絹子君		
羽田雄一郎君	長谷川 清君	椎名 素夫君	西川きよし君		
平田 健二君	広中和歌子君	本岡 昭次君			
福山 哲郎君	藤井 俊男君				
藤原 正司君	堀 利和君				
本田 良一君	松井 孝治君				
円 より子君	峰崎 直樹君				
篠瀬 進君	柳田 稔君				
山根 隆治君	山本 孝史君				

反対者氏名

- 大江 康弘君
- 西岡 武夫君
- 平野 達男君
- 森 ゆうこ君
- 田村 秀昭君
- 平野 貞夫君
- 広野ただし君
- 大脇 雅子君

一五名

平成十五年七月二十三日 参議院会議録第四十二号 投票者氏名



明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五八四四五  
東京都港区虎ノ門二丁目  
四号  
独立行政法人国立印刷局

電 話

03  
(3587)  
4294

定 価

本体 本号一部  
一一五円  
一〇円